

〔別紙〕
様式1

事業報告書
(自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)

I 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 山口てつ整形外科クリニック
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市矢峰町90番25号
- (3) 設立認可年月日 平成24年10月4日
- (4) 設立登記年月日 平成24年10月4日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	山口 哲	
理事	山口 美有紀	
同	山口 榮子	
同	山口 礼	
同	山口 節	
監事	豊村 哲也	税理士 (税理士法人マプロス代表)

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	山口てつ整形外科 クリニック	4210227635	長崎県佐世保市矢峰町 90番25号	なし

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
なし		

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年11月30日 令和5年度決算の決定

令和6年11月30日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

令和7年 4月 1日 理事の選任

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

- (9) その他

なし

様式 3 - 2

法人名 医療法人 山口てつ整形外科クリニック
 所在地 長崎県佐世保市矢峰町90番25号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
 (令和7年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	46,683	I 流動負債	7,995
II 固定資産	74,626	II 固定負債	14,988
1 有形固定資産	17,553	負債合計	22,983
2 無形固定資産	256	純資産の部	
3 その他の資産	56,818	科 目	金 額
		I 資本剰余金	0
		II 利益剰余金	73,670
		III 評価・換算差額等	0
		IV 基 金	24,656
		純資産合計	98,326
資産合計	121,309	負債・純資産合計	121,309

様式4-2

法人名 医療法人 山口てつ整形外科クリニック
 所在地 長崎県佐世保市矢峰町90番2.5号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	153,524
2 事業費用	153,415
本来業務事業利益	109
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	109
II 事業外収益	812
III 事業外費用	0
経常利益	921
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	921
法人税等	213
当期純利益	708

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式2

法人名 医療法人 山口てつ整形外科クリニック
 所在地 長崎県佐世保市矢峰町90番25号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和7年9月30日現在)

1. 資 産 額 121,309 千円
 2. 負 債 額 22,983 千円
 3. 純 資 産 額 98,326 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	46,683
B 固 定 資 産	74,626
C 資 産 合 計 (A+B)	121,309
D 負 債 合 計	22,983
E 純 資 産 (C-D)	98,326

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 山口てつ整形外科クリニック

理事長 山口 哲 殿

私（注1）は、医療法人山口てつ整形外科クリニックの令和6年会計年度（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年11月30日

医療法人山口てつ整形外科クリニック

監事 豊村 哲也

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第2項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第3条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。